

従来の健康保険証の新規発行を再開することに関する意見書（案）

令和6年12月2日以降、従来の健康保険証の新規発行は終了し、健康保険証として利用登録を行ったマイナンバーカードの利用を基本とする仕組みに移行した。

従来の健康保険証の新規発行を終了することは、法律上の義務付けがなく任意とされているマイナンバーカードの取得を事実上強制するものであり、大きな問題である。

また、資格確認等に関するトラブルがいまだに絶えず、介護を必要とする高齢者や障害者にとって利用が困難な状況も解消されていない。さらに、マイナンバーカードを健康保険証として利用するには5年ごとに更新が必要となるため、更新を忘れたことによるトラブルも、今後増加が懸念される。

我が国の医療保険は国民皆保険制度を採っており、いつでもどこでも誰でも、必要な時に国内でひとしく医療を受けられるが、従来の健康保険証の新規発行を終了することは、制度を揺るがすものである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、従来の健康保険証の新規発行を再開するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月 日

東京都議会議長 増子 ひろき

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
デジタル大臣

宛て